念　　書

任意継続被保険者の保険料については、健康保険法第164条に基づき納付期日（毎月10日、初めて納付する保険料は出版健保の指定する日）までに納入いたします。

万一、保険料を納付期日までに納入しなかった場合、健康保険法第３７条または第３８条に基づき任意継続被保険者の資格を取消しまたは喪失することを了承します。

また、資格喪失後に受診した場合、医療費については貴組合に一切ご迷惑をおかけしないことを約束いたします。

令和　　年　　月　　日

出版健康保険組合　理事長　殿

住　所

氏　名